

議案第4号

石狩市個人情報保護条例及び石狩市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例案

平成27年9月8日提出

石狩市長 田 岡 克 介

石狩市個人情報保護条例及び石狩市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例

(石狩市個人情報保護条例の一部改正)

第1条 石狩市個人情報保護条例（平成10年条例第29号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
目次 第1章～第3章 略 第4章～第6章 略 附則 （定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （1）略 （2）～（4）略	目次 第1章～第3章 略 <u>第3章の2 特定個人情報に関する特則（第30条の2―第30条の7）</u> 第4章～第6章 略 附則 （定義） 第2条 略 （1）略 <u>（1）の2 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報のうち、実施機関が保有するものをいう。</u> （2）～（4）略 <u>第3章の2 特定個人情報に関する特則</u> <u>（利用の制限）</u> <u>第30条の2 実施機関は、第10条の規定にかかわらず、特定個人情報については、</u> <u>人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意が</u>

あり、又は本人の同意を得ることが困難であるときに限り、利用目的以外の目的のためにその内部において利用することができる。ただし、特定個人情報を利用目的以外の目的のためにその内部において利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(提供の制限)

第30条の3 実施機関は、第10条の規定にかかわらず、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

(開示請求権等)

第30条の4 特定個人情報に係る第14条、第17条、第21条、第24条、第25条、第27条及び第28条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

<u>第14条第2項</u>	<u>又は成年被後見人の法定代理人（以下「法定代理人」という。）</u>	<u>若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「法定代理人等」という。）</u>
<u>第17条第2項及び第21条第1項</u>	<u>法定代理人</u>	<u>法定代理人等</u>
<u>第24条第2項</u>	<u>第14条第2項</u>	<u>第30条の4第1項の規定による読替え後の第14条第2項</u>
<u>第25条第2項</u>	<u>第17条第2項</u>	<u>第30条の4第1項の規定による読替え後の第17条第2項</u>
<u>第27条第2項</u>	<u>第14条第2項</u>	<u>第30条の4第1項の規定による読替え後の第14条第2項</u>

	<u>前項</u>	<u>前項又は第30条の4第2項</u>
<u>第28条第2項</u>	<u>第17条第2項</u>	<u>第30条の4第1項の規定による読替え後の第17条第2項</u>

2 何人も、第27条第1項に規定するもののほか、公文書に記録された自己に関する特定個人情報が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。

(1) 次のアからオまでのいずれかの場合 当該特定個人情報の利用の停止又は消去

ア 実施機関により適法に取得されたものでないとき。

イ 第8条の規定に違反して収集されているとき。

ウ 第30条の2の規定に違反して利用されているとき。

エ 番号法第20条の規定に違反して収集され、又は保管されているとき。

オ 番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき。

(2) 第30条の3の規定に違反して提供されている場合 当該特定個人情報の提供の停止

（特定個人情報を開示しない場合）

第30条の5 特定個人情報にあっては、第16条に規定するもののほか、開示の請求に係る特定個人情報について、請求者（前条第1項の規定による読替え後の第14条第2項の規定により、法定代理人等が本人に代わって開示の請求をする場合にあっては、当該本人をいう。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報が含まれている場合においては、当該開示の請求に係る特定個人情報の全部又は一部の開示をしないものとする。

（訂正決定に基づく訂正をした場合における通知）

第30条の6 実施機関は、第26条第2項の決定に基づく特定個人情報の訂正をした

(指定管理者に関する特例)

第34条 指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）が同法第244条第1項に規定する公の施設（以下「公の施設」という。）の管理を行うに当たって個人情報を取り扱う場合については、第2章の規定を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

略	
第12条	略

2 略

3 第1項に規定する場合における第3章、第4章及び第6章の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

略	
第29条第2項	略

場合において、必要があると認めるときは、同項に規定するもののほか、当該特定個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

(適用除外)

第30条の7 特定個人情報については、第11条、第12条及び第35条第3項の規定は、適用しない。

(指定管理者に関する特例)

第34条 指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）が同法第244条第1項に規定する公の施設（以下「公の施設」という。）の管理を行うに当たって個人情報を取り扱う場合については、第2章及び前章（第30条の4から第30条の6までを除く。）の規定を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

略		
第12条	略	
<u>第30条の2及び第30条の3</u>	<u>第10条</u>	<u>第34条第1項において準用する第10条</u>
<u>第30条の7</u>	<u>第11条、第12条及び</u>	<u>第34条第1項において準用する第11条及び第12条並びに</u>

2 略

3 第1項に規定する場合における第3章、前章（第30条の4から第30条の6までに限る。）、第4章及び第6章の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

略	
第29条第2項	略

		<u>第30条の4第2項</u>	<u>公文書に記録された</u>	<u>指定管理者が保有する</u>
		<u>各号列記以外の部分</u>	<u>実施機関</u>	<u>指定実施機関</u>
		<u>第30条の4第2項第1号ア</u>	<u>実施機関</u>	<u>指定管理者</u>
		<u>第30条の6</u>	<u>訂正をした</u>	<u>訂正を指定管理者に行わせた</u>
略		略		

備考 改正部分は、下線の部分である。

第2条 石狩市個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(1)の2 略 (2)～(4) 略 (利用の制限) 第30条の2 実施機関は、第10条の規定にかかわらず、特定個人情報については、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときに限り、利用目的以外の目的のためにその内部において利用することができる。ただし、特定個人情報を利用目的以外の目的のためにその内部において利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでな	(定義) 第2条 略 (1)～(1)の2 略 <u>(1)の3 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。</u> (2)～(4) 略 (利用の制限) 第30条の2 実施機関は、第10条の規定にかかわらず、特定個人情報 <u>(情報提供等記録を除く。)</u> については、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときに限り、利用目的以外の目的のためにその内部において利用することができる。ただし、特定個人情報を利用目的以外の目的のためにその内部において利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認め

い。 (開示請求権等) 第30条の4 略 2 略 (訂正決定に基づく訂正をした場合における通知) 第30条の6 実施機関は、第26条第2項の決定に基づく特定個人情報の訂正をした場合において、必要があると認めるときは、同項に規定するもののほか、当該特定個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。	られるときは、この限りでない。 <u>2 実施機関は、第10条の規定にかかわらず、情報提供等記録を利用目的以外の目的のために利用してはならない。</u> (開示請求権等) 第30条の4 略 2 略 <u>3 第30条の4第1項の規定による読替え後の第27条及び前項の規定にかかわらず、何人も、情報提供等記録の利用停止の請求をすることができない。</u> (訂正決定に基づく訂正をした場合における通知) 第30条の6 実施機関は、第26条第2項の決定に基づく特定個人情報の訂正をした場合において、必要があると認めるときは、同項に規定するもののほか、当該特定個人情報の提供先<u>(情報提供等記録にあっては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者(当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。))</u>に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(石狩市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

第3条 石狩市情報公開・個人情報保護審査会条例(平成10年条例第30号)の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
(設置) 第1条 次に掲げる事項を処理するため、石狩市情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を置く。 (1)～(2) 略	(設置) 第1条 略 (1)～(2) 略 <u>(3) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第27条第1項に規定する評価書に記載された特定個人情報ファイル(同法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)の取扱いに関する事項について調査審議すること。</u>

(3) <u>前2号</u> に掲げるもののほか、市長の諮問に応じ、市の情報公開制度及び個人情報保護制度について調査審議すること。	(4) <u>前3号</u> に掲げるもののほか、市長の諮問に応じ、市の情報公開制度及び個人情報保護制度について調査審議すること。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例中第1条及び第3条の規定は平成27年10月5日から、第2条の規定は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。